## 主 文 本件抗告は棄却す。 理 由

抗告人は「原審判を取り消す。本件相手方の申立は却下する。」との裁判を求めた。その抗告理由は別紙記載のとおりである。

抗告人の石主張の要旨は「元内地人であつた者でも平和条約の発効前に台湾人との婚姻によつて内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じた者は、現実に台湾の戸籍に入籍したかどうかを問わず、台湾人として条約発効とともに日本の国籍を喪失するものと解するのが相当である。相手方は昭和二三年五月一五日台湾人Aとの婚姻届を大阪市北区長に提出し、その受理によつて右婚姻は法律上成立し内地の戸籍から除籍された者である。

(ただ右届出は事実上台湾に送付できなかつたため夫の戸籍に登載する手続が未了になつているに過ぎない)から、平和条約の発効とともに相手方は日本の国籍を失つたものである。市(区)町村長は戸籍の届出が法令に違反しないことを認めた後でなければこれを受理することができない。外国人等のごとく戸籍に記載すべきでない者についての就籍の届出は受理できない。相手方は日本の国籍を有せずこのことは戸籍面上明らかである。従つて抗告人が本件就籍の届出を受理しないのは当然である。就籍許可の審判は抗告人に対し相手方が日本人であることを認めなければならない法律上の拘束力を有するものとは考えない」というにある。

本件についてみるに、市(区)町村長は就籍の届出があつたときは、届書の記載が戸籍法第一一〇条第二項の法定要件を具備するかどうか、添附された許可の審判 書の謄本の記載に届出事項が一致するかどうかを審査しなければならないが、審判 に示された事実の認定が真実に合致するかどうか、その法律上の判断が正当である かどうかを調査検討し、もつて審判の不当を理由に就籍の届出を不受理にすること は許されない。このことは市(区)町村長に実質的審査権限のないことの当然の帰結であるが、なお少しく説明を加えよう。就籍は日本人であつて戸籍に記載のないものについてその記載をする手続であり、事の性質上届出事項の真実を担保させる ため、法は裁判機関の関与を必須要件としているのである(戸籍法第一一〇条、第 条)。就籍の許可審判は事件本人が日本人として戸籍に記載さるべきもので あるかどうか、すでに戸籍に記載されていないかどうかの点について事実上及び法 律上の調査判断の結果なされるものである。本件許可の審判事件の記録(大阪家庭 裁判所昭和二八年(家)第一、三四五号)によれば同裁判所は必要な事実上の調査 をした結果、慎重な判断のもとに、許可の結論を出したことが認められる。相手方 が果して台湾人か、日本人であるかは、単なる自然的事実ではなく、困難な法律問 題の解決を通じて得られる認識であつて、抗告人の見解に従えば相手方は日本の国 籍を喪失した台湾人であり、原決定の論証を是とすれば日本人であつて本籍を有し ない者ということになるのである。この相異なる意見のいずれが是か非かの点はし ばらく措く。たとえ抗告人の右意見が正しいにせよ、本件許可審判によつて、相手 方は就籍の届出義務を負うていることの有権的な判断が与えられたのであり、抗告 人の意見によって、その許可審判の判断の有権性を否定すべくもない。就籍の届出 には、届出期間及びその懈怠に対し過料の制裁を法が定めているし、本来戸籍に記 載さるべき者は就籍の手続をすべき義務を負うべきものというべきであるがら、就 籍の届出は、届出によつて身分関係の得喪変更を生ずる創設的届出ではなく、既成 の事実または身分関係についての報告的届出の性質を有するものであり、審判もし くは判決された事項について、事後的に戸籍記載のため届出がなされるものであ る。市(区)町村長がその届出の受理を拒否したとて既成の事実または法律関係が

そうすると、以上と同趣旨によつて、抗告人は相手方の就籍届出を受理しなければならないとした原決定は相当であつて、本件抗告は理由がないから、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 藤田弥太郎 判事 神戸敬太郎 判事 平峯隆)